

パーネルのフリー・バンキング論

On the Free Banking of Sir Henry Parnell

二階堂 達郎
Tatsuro NIKAIDO

I はじめに

近年、金融の国際的な結びつきが緊密化し、E Cの通貨統合が目前に控える中で、世界各国で通貨制度に関する関心と議論が高まりつつある。わが国においても「金融の国際化」や「金融の自由化」が叫ばれ、金融制度改革の論議が盛んになって久しい。こうした流れの中でフリー・バンキングすなわち自由で競争的な発券銀行制度に対する関心も高まっている¹⁾。この説がもちだされた背景には、貨幣の減価を阻止しえない管理通貨制度にたいする根強い批判があるといえるが、とくに強いインパクトを与えたのがハイエクの『貨幣発行自由化論²⁾』において示された主張であった。その骨子は、政府による貨幣発行の独占を廃止し、複数の民間銀行の自由競争による発行制度を確立するべきである、というものである³⁾。

経済諸組織やその運営において自由の価値を重視するか、あるいはそれに制限を加えるための管理や統制を強調するののかという問題は、ある種の原理的な立場の違いを表わしており、首尾一貫した経済理論や思想では通常こうした立場がその理論内容や構成と融合されて展開されている。経済分野のひとつである通貨や金融の領域においても、かかる原理的な立場の相違と対立は、あるときは表面に現われ、あるときは伏流した形をとって存在してきたといえよう。また、たとえ経済における自由の価値を認めてもそれをいかなる領域にまで妥当とするかにはついてはさまざまな見解が存在してきたのである⁴⁾。

この論文は、19世紀初頭のイングランドにおいて通貨諸改革案のひとつとして現われたフリー・バンキングの主張を銀行学派との関連でとりあげ、そこで用いられている自由や競争などの概念が当時の通貨や信用の発展段階や理論とどのような関係にあり、どのような展開の方向を示唆していたかについてひとつの考察を試みたものである。

II フリー・トレードの理念の通貨への適用

金融制度のひとつのあり方としてフリー・バンキングが広く興味を惹いた時期は過去において幾度か存在してきた。しかし、イングランド銀行を雛型とする今日のような中央銀行制度が19世紀後半から20世紀にかけて世界的に定着するとともに、銀行制度に根本的な

パーネルのフリー・バンキング論

検討を加えるという動きは長くみられなかった。とくに英国においてはイングランド銀行に対して比較的早くから事実上の認知が進んだため、中央銀行の単一準備制度そのものを問題とするような原理的な点にまで遡及する論議は19世紀の半ば頃には影をひそめた⁵⁾。

それに先立つ19世紀の初頭は、イングランドでフリー・トレード運動が最も高揚をみせた時期であった。この運動の高まりと、銀行停止期間中の通貨の状態や周期的に発生した激しい信用恐慌に対する議論の高まりが相互に関連し合っ、このフリー・トレードの原理を通貨制度の分野においても適用しようとする議論が一定の影響力をもちはじめた。とくに1820年代の後半から1830年代の初頭にかけては、1833年に控えたイングランド銀行の特許状の更新の是非と通貨制度の改革をめぐるさまざまな議論がうちだされていた。フリー・バンキングの主張はこのフリー・トレード運動を支持した人々の一部の間に存在していた。その代表的な人物のひとりがサー・ヘンリー・パーネル (Sir Henry Parnell) であった⁶⁾。かれは1833年に失効するイングランド銀行特許状の更新の適否を検討するために1832年に設けられた委員会において、ただひとりフリー・バンキング制を支持して、イングランド銀行の特許状の更新に反対した⁷⁾。

けれどもここで、経済的な原則としてフリー・トレードを支持する者が必ずしも通貨におけるフリー・トレードを支持するとは限らないという興味深い例が稀ではない事実に触れることができる。トゥックは、1820年に有名な「フリー・トレードに関する商人の請願書 (Petition of the Merchants of London, in favour of Free Trade)」を起草し、フリー・トレード運動の先頭に立った。しかし、かれは『物価史』の中で次のように述べて、フリー・バンキングに対しては否定的な態度を明らかにしている。「私はここで、国家としての疑いなくない権利として、発券銀行は当然調整の対象になるという原則を、想定している。ときどき主張されるような意味におけるフリー・バンキングについて、私は『銀行業におけるフリー・トレードとは、詐欺におけるフリー・トレードと同義である』と述べたアメリカの一新聞の筆者と、意見を同じくする⁸⁾」。

トゥックはこの運動を引き継ぐ形で、1821年にはリカード、マルサス、J.ミル等とともに「経済学クラブ (Political Economy Club)」の設立に参画した。この「経済学クラブ」の活動の目的は、経済学 (political economy) ならびにフリー・トレードの原理の普及を目的としていた。そのメンバーの中には後に通貨学派に属するマカロック、ロイド、パーマーやトレズ大佐も含まれ、パーネルも1821年6月25日に加入を認められている。そして、クラブ内でも会員の間でフリー・バンキングをめぐる議論が行なわれた。

クラブではこの問題に限らず、通貨問題が議論のテーマにしばしば採り上げられた。藤塚教授の分析によると、経済学クラブにおける通貨問題の議論は1821から1846年にかけて35回行なわれ、232の議題中の14%を占めている⁹⁾。パーネルはフリー・バンキングに関連する問題提起を1826年と1832年の二度にわたって行なっている。彼自身が提起したテーマ

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第9号（1989年）

とそれに密接に関わりのあるテーマのうちからいくつかを挙げてみよう¹⁰⁾。

Sir H. パーネル「適切な通貨は、銀行業務をあらゆる立法の干渉から完全に自由にすることによって保証されるのではないか」（1826年2月6日提出、1827年2月5日討論）

J. R. マカロック「一切の立法的障害が取り除かれるなら、要求払いの銀行券を発行する二つ以上の銀行をロンドンに設立することは公衆の利益になるか」（1829年5月4日）

Sir H. パーネル「6人以上のパートナーからなるロンドンの銀行に銀行券の発行を禁ずる規則は適切であるか」（1832年3月1日）

S. J. ロイド「政府が鋳貨の代りに紙幣発行の独占権をもつことは適切か、もし適切でないとすればいかなる制限の下にこの権限を他の機関に委ねるべきか」（1832年5月3日）

M. リカード「国立発券銀行の設立はわが国にとって有益でないか」（1832年5月3日）

[提案者名なし]「発行者の利害が、兌換券の調整の十分な保証たりうるか」（1837年3月2日）

[提案者名なし]「紙幣の発行を単一期間に限ることは有益か、その機関は政府機関たるべきか」（1837年3月2日）

W. クレイ「株式銀行の構成にたいする立法の干渉を規整する原則は何か」（1838年2月1日）

クラブで討議された内容の正式な記録はほとんど残されていないため、パーネルのふたつの報告の内容とそれをめぐる議論の詳細については議事録より知ることはできないが、『経済学クラブ1821-1920』の第6巻に収められたJ. L. マレットの日記（1823、1830-1837年）にはクラブ内での議論の様相について興味深い記述がなされている。パーネルの銀行制度に関する最初の報告が行なわれた日に関する記述は残念ながら掲載されていないが、1831年1月13日の日記には次のような叙述がみられる。「[昨日] イングランド銀行の特許上の満期の問題と公債に関して政府が従うべき諸原則の問題が、これらの会合（大蔵大臣オルソープ卿邸での会食）のひとつで討論され、トゥックが私に話したところによると、彼らはフリー・トレードの原理が銀行業には安全に適用することができないこと、公債はある程度の制限と抑止が絶対に必要だということ、で大蔵大臣を大いに満足させたこと、そして反対の意見であったサー・ヘンリー・パーネルは全くの少数派だった、ということである¹¹⁾」。

パーネルが銀行制度に関連する二度目の報告をした1832年の3月1日の模様について翌日の日記は次のように述べている。「この日 [昨日] の論題は、イングランド銀行にロンドンにおける独占を維持することを認めることの適否に関するものであった。それはパーネルの提起した問題である。これを違った形でこれまでも数回提出したことがあり、そしてそのいつもの強情な意見をもって、相変らず議論を受け入れず、紙幣の発行にフリー・トレードの原理をもちこもうとした。昨夜は彼は全く孤立した。これで彼もこの問題を再

パネルのフリー・バンキング論

び提出する元気がなくなっただろうと私は期待している。フリー・トレードの原理が、紙幣の発行と適切な関連をもつとも、これに有効に適用されうるとも、考える人は誰もいなかった。それでは結局何ら確定した価値基準 (standard of value) なしに貨幣を鑄造することになるからである¹²⁾。マレットはひきつづき、マカロックとトゥックがパネルに反対の立場から発言をしたこと、トレンズは一種の国立銀行 (Government Bank) に賛成したこと、イングランド銀行総裁のパーマーがイングランド銀行が優れていると述べたことを記している。

このほかパネルによる報告が行なわれなかった会合でもしばしば関連する議論が行なわれている。1832年6月7日の会合では5月3日に引き続いて銀行制度の問題が採り上げられ、マレットは翌日の日記に次のように書いている。「この [昨日採り上げられた] 議題は前回の会合 [5月3日の例会] で討論されたが、重要な問題であり、またちょうど今下院の委員会で討議されている問題でもあるので、これをもう一度採り上げることが決定されたものである。それは、わが国の政府が鑄貨の代りに紙幣を発行する独占権をその手に保持するということが、適切であるかどうか、そして、もし適切でないとするならば、いかなる制限の下にその権限を他の機関ないし諸機関に許与すべきか、というものであった。前回における結論は、政府がその権限をもつべきでないこと、そして政府はその権限を、現在のイングランド銀行特許状の制限の範囲内で、ひとつの特別の機関に許与すべきであり、それ以外の機関に許与すべきではない、ということだったようであるが、しかしこの制限については、大きく意見が分かれるように思われた。出席した人々の多数は、イングランド銀行が割引の方法によってその銀行券の発行を続けるべきであるという考えのようであったが、その他のトゥック、ロイド、ペニントンのような人達は、同行は政府証券の売買以外の貨幣取引をすべきでないという意見であった。したがって問題は、手形を割引し預金を受け入れるイングランド銀行のような商業機関か、あるいは、委任を受けその銀行券の額に見合う鑄貨と政府証券を常に保有するひとつの紙幣造幣局か、の選択にあるように思われた¹³⁾」。

1832年7月5日の会合にパネルは欠席をしているが、出席した会員の間でやはり銀行制度が信用との関わりで論議になったことが翌日の日記に記述されている。「銀行と通貨の問題がまた続けられ、率直な討議が行なわれた。というのは、パーマー氏もシーニアもまたヴィジターとして出席したシドニー・スミス師も、一国の繁栄は、紙幣と銀行業によって与えられる信用の容易さとのお陰によるものだ、と主張したからである。彼らはさらに進んで、紙券通貨の発行をもって資本の創造 (creation of capital) だとさえ称したほどであり、シドニー・スミスは地方諸銀行のもつ道徳的影響について——産業を刺激し活動とよき精神をふるい起こす、等々——語った。これほど間違っただけの言い方は、とても考えることができない。なぜなら、地方諸銀行によって与えられる信用の便宜は、ひとりの

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第9号（1989年）

勤勉な人の代りに十人の投機家を作り、産業界と農業界に熱病的な人工的な刺激を与えたのであって、その結果はおよそ有益とは縁遠いものであったと、私は考えるからである。この点はトゥックその他の人々によって強く主張された……。それから、紙幣の発行によって資本が創造されるとする考えについて、マカロックがこれを最大の軽蔑をもって論じ、このような見解の誤りを明白にした。……しかし紙券通貨による繁栄（paper currency prosperity）というこうした考え方は、広くゆきわたり、また諸新聞によっても大いに助長されている。彼らは、彼らが旧ピット体制の一部と考えているイングランド銀行に対する急進的な反対感情から、紙券においてもフリー・トレードを求めつつあり、しかもウォーバートン、サー・ヘンリー・パーネル、アットウッド氏のような、影響力もあり才能もある多くの人によって支持されているのである……¹⁴⁾」。

このマレットの日記は、記録としては必ずしも正確とはいえないかもしれないが、フリー・バンキングの主張が「経済学クラブ」の参加者の間でどのように受けとられ、どのような議論を引き起こしたかを率直に記している。とくにその主張が、通貨の発行とだけでなく銀行が供与する信用との関わりで、とくに「資本の創造」の試みと関連した形で提起されていたことが興味を惹く。次に、パーネルが展開した議論の概要をみてみよう。

Ⅲ パーネルのフリー・バンキング論

サー・ヘンリー・パーネルはそのフリー・バンキングについての主張を『紙幣、銀行業および商業の過剰取引についての見解——下院委員会でのスコットランド銀行制度に関する説明がなされた証言部分を含む¹⁵⁾』と題する著作において展開している。彼がこの文書を出版した時期は、ちょうど彼が経済学クラブでフリー・バンキングの議論を提起した時期とほぼ一致する。彼は1832年にもマカロックへの反論という形でイングランド銀行の特権を批判するパンフレット¹⁶⁾を出版している。

パーネルは紙幣（paper money）として兌換銀行券のみならず為替手形や約束手形をも含めて考えており、この紙幣の流通によって取引にもたらされる貸付や手形割引などの信用の便宜を積極的に活用するという問題意識に立っている。このような立場は信用手段としての銀行券の役割に注目するという点で銀行学派に共通する特徴を示しているといえよう。彼はその主要な根拠を次のようなアダム・スミスの叙述に負っている。「銀行業の賢明な諸活動は、こういう金・銀貨の大部分の代りに紙幣を代用させることによって、この国がそういう死んだ資財（dead stock）の大部分を活動的で生産的な資財に、つまり、この国のためになにものかを生産する資材に、切り換えることを可能にするのである¹⁷⁾」。彼の目的は、信用の拡大によって同じ資本（stock）でより大量の商品の取引を可能にし、より多くの利潤と雇用を生み出すというところにある。そして、紙幣の効用は信用の拡大を可能にする点にある、というのである。「取引の主要な基礎は信用である。そして紙幣

パネルのフリー・バンキング論

の必然的な効果は商業信用の拡張を促すことであるので、紙幣の流通がより広く拡大させられればさせられるほど、取引の業務は増加するし、生産的な勤労と国の富は増大するであろう¹⁸⁾。ただ注意しておかねばならないのは、彼のいう通貨に含まれている銀行券はあくまで金との兌換性を有するそれであって不換紙幣や政府紙幣とは異なること、したがって彼のいう信用にはかかる紙幣の発行と関係する「国家信用」の要素は一切含まれていないということである。

その上で彼は、当時繰り返し生じた信用恐慌と経済的困難の原因を政府と結びついたイングランド銀行の通貨に対する支配に求めようとしている。彼が恐慌の発生の原因をどのように説明しているかをみてみよう。あらゆる取引は社会の需要に応じて商品を供給することであり、商品の市場価格はこの需要に対する供給の割合に依存する。しかし、需給の状態に対する商人や製造業者の見通しの誤り (miscalculations) が取引を繁栄の段階から過剰取引の局面へと至らしめる。その場合に、紙幣の過剰によって作り出された高い諸価格は短期間であるにせよ、商人や製造業者の見込違いを助長することになる。困難の主要な原因は過剰取引や紙幣の発行そのものではなくて、イングランドの銀行制度、すなわちイングランド銀行を競争 (rivalship) から免れさせ、その権限や資本において独占的地位を承認している銀行制度とそれを認めている法にある、というのである¹⁹⁾。イングランド銀行は紙幣を過剰に発行し信用を極限にまで膨張させた後、流通量を突然にかつ急激に収縮させ、また地方銀行もそれに対応してあらゆる方面への支払を停止し、その結果、商業恐慌と崩壊が全国的に波及するという過程を繰り返してきた。当時のイングランド銀行は、国庫金の出納、公債の管理、政府への前貸等の便宜を通じて「政府の銀行」としての役割をいっそう強めつつあり、かかる政府との結びつきを背景に排他的な特権と巨大な資本を保持し、通貨と商業信用に対する支配力をも増しつつあった。それは統治権 (sovereignty) にかかわる機能すら保有している、と彼は強調する。事業にかかわっている人々が成功するか失敗するかといった運命がイングランド銀行の理事たちの意思にかかっている。このような状態はあらゆる取引の原理、財産の安全の原理とまったく相容れない。かかる取引に携わる個人に対する権力・専制の行使は取引の自由と財産の保全に矛盾する、というのである。

彼はこうした観点から、フリー・バンキング制度を提唱する。その提案は次のような内容を骨子としている。①株式銀行の設立を制限する法を撤廃し、十分な資本と支払能力を有した発券諸銀行の設立を促進すること²⁰⁾。②イングランド銀行の資本金の削減・分割や政府貸付の分割を通じてその独占的地位を剥奪すること。③全ての銀行が各々の銀行券の全発行量に対して十分な保証を行なうこと。④小額紙幣の発行の許可等によって紙幣流通の促進すること²¹⁾。

彼の案の基本的な論点は、十分な資本と支払能力を有した発券銀行間の自由競争はそれ

らの間での相互チェックとして働き、安定的な価値を有する紙幣の発行を促すとしている点である。それを保証する組織として重要な役割をもたされているのは、スコットランドの経験をもとに考案された銀行相互間での銀行券交換のための施設である。その施設において各銀行は互いに払い込まれた他行の銀行券を交換し、それぞれ差額分を金で決済する。過剰に銀行券を発行した銀行は余分の金を用意しなければならず、また各銀行が互いに牽制し合うがゆえに、その発行に歯止めがかけられるであろう、しかも短期間の間隔で決済が行なわれれば銀行券の発券量の動向は速やかに察知され、偏向は修正されよう、というのが彼の主張である。ここで、各銀行が結託したり融通し合って銀行券の発行を拡大した場合には相互のチェック機能が停止するのではなかろうか、という疑問が容易に想起されよう。しかし彼は、たとえその場合でも銀行券の金との兌換性によって、それもひとつではなく複数の銀行で即時・無条件の兌換が行なわれることによって、金と等価の銀行券を現在よりもより安定的に保証されるであろう、と述べる。

当然、彼の反対者のほとんどは彼の説明に対し懐疑的であった。たとえ「銀行券交換所 (note exchange)」のような施設を設けたところで銀行間の競争が互いの行動を抑制するという考えが受け入れられることは容易ではなかった。トゥックは『物価史』の第3巻において当時提起されていた銀行制度の諸改革案をとりあげ、批評を行なっている²²⁾。その中でパーネルが提案したものと同様の改革案を同じ観点から批判し、次のように述べている。「首都における発券諸銀行がイングランド銀行 [券] と並行してにせよあるいはそれを排除してにせよ彼らの紙券の通用を認められる場合、彼らの競争の結果は、現在の制度の下におけるよりもはるかに深刻な通貨の混乱とより激しい利子率の変転が、長い間隔を置くことなく続くということになるであろう……²³⁾」。トゥック自身は結局のところ現存する制度を保持したまま、銀行券の完全な兌換の保証のための運営の改善をはかる、つまりより多くの金準備を確保するという改革案を支持している。

IV 銀行学派の理論とパーネルのフリー・バンキング論

銀行学派の理論を単純化すれば、需要のない通貨は流通しえないというように表現することができよう。通貨は、それ自体「見えざる手」に導かれた市場の取引の自発性に任せればよいわけであり、その流通量を管理する何らかの機関は不必要になる。この観念を純化させていけば、それは通貨の発行を自由競争に任せると説くフリー・バンキングの議論と相通じることになる。この意味で銀行学派のメンバーからフリー・バンキングの支持者が多く出現したということは決して偶然ではない²⁴⁾。さらに付け加えれば、両者は市場取引の自律性・自発性を信認するフリー・トレードの思想とも親近性を有することも容易に指摘しうるであろう。

しかしながら、トゥックやフラートンをはじめとする銀行学派にしても、パーネルのフ

パネルのフリー・バンキング論

リー・バンキングの議論にしても、通貨に関して自由に任せる領域は無制限的であるわけではない。トゥックの場合はそれを「制限の原理」として表現している。それは銀行券の金との兌換性であり、それによって貨幣の「価値基準」が維持されるのである。彼によればかかる「制限の原理」が機能している限りにおいて、「紙券および信用 [の量] を通貨に兌換されうる額の範囲内に終局的に制限する」ことができるのである。この意味で銀行券の金との兌換の保証が、通貨と信用に対する最終的な「制限の原理」としてあるのである。

したがって、為替手形や銀行の約束手形としての銀行券などの信用貨幣にしても、それらが取引に裏付けられ市場の自発性に規定されるという性質を保持するのは、ただそれらが「価値基準」と確実に結合されていることが前提にされていなければならなかった。したがって、パネルのように銀行券の流通を複数の発券銀行の競争に任せることは、多元的で変動する価値の導入を容認する試み、すなわち「基準」としての価値を崩壊させる試みでしかなかった。それは競争から断固として遠ざけるべきものであった。「このような銀行業における行動の自由に対する権利の要求は、極力反対されるであろう。この要求は、生産における競争の自由の要求と同様の根拠をもつものでは決してない。公共的立場からは、このような競争の自由の要求は、そしてこのような要求のみが、最高の考慮に値するのである。しかし紙券による铸貨の代用物の発行は、生産的産業の一分野ではない。それは一般の便宜の観点から国家による調整の対象になる事柄であって、政治の分野に入るものである」、と²⁵⁾。

一方、パネルの場合はトゥックと同様に銀行券と金との兌換性を前提としており、これが最終的に銀行券の価値を保証するものと想定されている。この意味で「制限の原理」を承認している。しかし、彼の議論の中でより重要な地位を与えられているのは、紙幣の過剰流通を調整するために、複数の発券銀行間における競争というシステムが不可欠であるという点である。彼は通貨と信用に銀行券の金との兌換性のみでは調整しえない性質があることを事実上見出そうとしている。それは勤勉と取引を促進するため信用通貨の拡大をはかるという彼の基本的な主張と密接に関連している。

トゥックにとってあるべき信用の姿とは、本質的には裏書きされた為替手形の流通に典型的な「商業信用」であった。かかる信用通貨はただ取引を仲介するだけのものであり、たんに流通すべき铸貨に置き換わってその量を節約するにすぎない。銀行が振り出す約束手形である銀行券も、かかる「商業信用」を媒介する信用通貨の範疇を越えるべきものではなかった。信用は銀行が創造すべきではなく、もしそれに銀行が手を貸すならばそれは不確実な裏付けの上になされる不健全な信用の供与、ひいては投機への加担に過ぎなかった。信用は銀行にとって取引の必要に応じてただ受動的に供与するものである。

しかし、パネルが考える信用はトゥックが想定するものとは異なり、銀行の対応によっ

ては拡大しうるものであった。当時すでに銀行や手形業者が広範に手形割引、預金や諸証券を担保とした貸付を行ない、信用を能動的に供与し、結果として信用の創造に関与しうる段階に十分に達していた。そして、通貨または銀行券の流通法則にこうした「銀行信用」の法則が作用していたことは否定できない。

通貨学派は銀行券を鑄貨のたんなる代理物として一面的に把握し、これに鑄貨の流通の法則をもって通貨の調整を試みようとしたのであり、他方、銀行学派は銀行券を「商業信用」の手段ととらえ、手形流通の法則でもって通貨調整に臨むべきであるとしたのである。これに対して、パーネルは両者から無視された「銀行信用」による「信用創造」の可能性を嗅ぎとり、かかる信用を活用するという目的を、銀行券をイングランド銀行の強力な拘束から解放し、自由な競争にゆだねることによって達成しようとしたのである。もちろん自由競争のうちに信用の無秩序な拡大を規制するような自律性が機能する可能性をも同時に期待しながらではあるが。こうした自由競争のうちにふたつの可能性を見出そうとした彼の意図は「利潤の原理はつねに信用を必要なところまで拡張するように促し……競争の原理は取引の過熱や価値の低下に至るような紙券の過剰流通が強いられるのを防止する²⁶⁾」と述べる時明白に伝わってくる。

パーネルは上述したふたつの信用を明確に区分することにも、まして理論的に明確化することにも成功していない。しかしその議論は、他の諸国でしばしばみられたような不換紙幣によってではなく、19世紀のイングランドに特有な制度である金本位制の枠内でそして兌換紙幣を通じて「信用創造」の作用とその意義を探ろうとする萌芽的な試みを示すものであったといえよう。そして「銀行信用」と「信用創造」の理論が明示的に示されるのは、英国においてはマクレオド（Henry Dunning Macleod）を待たねばならなかったのである。

〔註〕

- 1) フリー・バンキングに関連する議論を扱ったごく最近の文献に次のようなものがある。
Lawrence H. White, *Competition and Currency: Essays on Free Banking and Money*, 1989.
David Glasner, *Free Banking and Monetary Reform*, 1989.
- 2) F. A. von Hayek, *Denationalisation of Money—The Argument Refined. An Analysis of the Theory and Practice of Concurrent Currencies*, 1st Ed., 1976, 2nd Ed., 1978.
- 3) ハイエクは価値基準を商品バスケットに求めている。
- 4) ハイエクと同じ自由主義の立場に立つM.フリードマンは次のように述べている。「とりわけ困難な問題を引き起こすもうひとつの経済の領域は貨幣制度である。貨幣制度に対する政府の責任は古くから認められてきた。……経済活動の領域で、それに関する政府の行動がこれほど一様に受け入れられてきたものはおそらく他にはない。政府の責任がかくも習慣的に、そして今ではほとんど無意識的に受け入れられているということは、そのような責任の根拠を十分に理解することをそれだけいっそう必要とさせる」。彼は貨幣制度に対する政府の関与の仕方、すなわち「貨幣制度の枠組みの整備」を「ある個人に対する他の個

パーネルのフリー・バンキング論

- 人の強制を排除するための法と秩序の維持、自発的にとりかわされる契約の履行の確保、財産権の定義を明確にすること、そのような権利の解釈と施行」と同列に並べ、この領域から経済的自由を除外している。Milton Freedman, *Capitalism and Freedom*, 1962, p.27, 熊谷尚夫、西山千明、白井孝昌訳『資本主義と自由』マグローヒルブック株式会社、1975年、31ページを参照のこと。
- 5) フリー・バンキングならびにセントラル・バンキングに関する史的考察については Vera C. Smith, *The Rationale of Central Banking*, 1936 を参照のこと。
 - 6) パーネル (1776–1842, Lord Congleton) はウィッグ党の自由主義的な派に属し、1806年以来国会議員を、また1810年には地金委員会のメンバーをも務めた。
 - 7) 「少なくとも——そのとき完全な自由貿易主義者であったサー・ヘンリー・パーネル——ひとりを除いて、全ての委員はイングランド銀行の特許状が更新されるべきであるということに同意した」。また、このとき数名の委員がフリー・バンキング制を支持し、そのうちの一人が後に通貨学派の立場に立ったトレンズ大佐であったとされている。Sir John Clapham, *The Bank of England: A History 1797-1914*, p.126, 英国金融史研究会訳『イングランド銀行 その歴史』(II) ダイヤモンド社、1970年、136ページを参照のこと。
 - 8) Thomas Tooke, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, in 1838 and 1839* (Thomas Tooke and William Newmarch, *A History of Prices, and of the State of the Circulation, from 1793 to 1856*, 6vols), 藤塚知義訳『物価史』第3巻、東洋経済新報社、1978年、194ページ。
 - 9) 藤塚知義著『経済学クラブ——イギリス経済学の展開』ミネルヴァ書房、1973年の69ページを参照のこと。
 - 10) 以上の報告はいずれも *Political Economy Club*, vol. 4, *Minutes of Proceedings, 1821-1882, Roll of Members, and Questions Discussed* および vol. 6, *Minutes of Proceedings, 1899-1920, Roll of Members, and Questions Discussed, 1821-1920* の各日付の項を参照のこと。なお「経済学クラブ」の議事録と資料をまとめた *Political Economy Club 1821-1920* のリプリント版(日本経済評論社)が1980年に出版されている。またこれらの議題については、藤塚、同上書において訳出され掲載されている。
 - 11) Ibid., vol. 6, p.220-21, 藤塚、同上書、166-67ページ。
 - 12) Ibid., p.231-32, 同上書、181-82ページ。
 - 13) Ibid., p.237-38, 同上書、189-90ページ。この部分の記述に引き続いて、次のような記述がある。「ペニントン氏は、正しく次のことを指摘した。すなわち、紙幣に伴う最大の不都合のひとつは、通貨流通の大部分が紙幣によって行なわれている国々でどういう原因からにせよ通貨が収縮する場合その収縮が、全部鑄貨だけによって流通が行なわれている場合の通貨の収縮と、同じ法則に従わないということである、と。後者の場合にはその影響はきわめて限定されており、均衡はすぐに回復される。……ところが、紙券通貨あるいは混合通貨〔紙券と金属通貨との〕の流通する国においては、紙券および約束手形の信用を阻害する急激な恐慌その他の事件が、たちまちその国に固有の通貨の大部分を流通から排除し、したがって物価の下落ははなはだしく、そして均衡は、貿易を通じてしか、おそらく世界の遠隔の諸地域〔との関係〕を通じてしか、回復されえないのである」。これは通貨学派の典型的な議論であり、すでにこの頃からクラブ内にかかる主張がなされていたことを示す。
 - 14) Ibid., p.240-41, 同上書、192-93ページ。この部分に続いて、マカロックがスコットランドの制度の擁護を止め、クラブ内には擁護者がいなくなったという記述がある。
 - 15) Sir Henry Parnell, *Observations on Paper Money, Banking, and Overtrading, including those parts of the Evidence taken before the Committee of the House of Commons which explain the Scotch System of Banking*, 1832. なお、目次は次のような構成になっている。第1節. 通貨

大手前女子学園（大手前女短大研集）「研究集録」第9号（1989年）

- 問題の現状、第2節。地方銀行、第3節。1825年の商業上の困難の原因について、第4節。外国製品にかかる高関税の商業の停滞に与える影響について、第5節。金属通貨について、第6節。紙幣について、第7節。イングランド銀行について、第8節。株式会社について、第9節。紙幣が金属貨幣よりも大きい部分を占める流通に対してトゥックが原因を求める不都合について、第10節。イングランドの銀行制度、第11節。スコットランドの銀行制度、第12節。アイルランドの銀行制度。
- 16) Parnell, *A Plain Statement of the Power of the Bank of England and the Use it has made of it: with a Refutation of the Objections made to the Scotch System of Banking, and a Reply to the Historical Sketch of the Bank of England*, 1832 なおマカロックが前年に出したパンフレットは J. R. MacCulloch, *Historical Sketch of the Bank of England with an Examination of the Question as to the prolongation of the exclusive privileges of that Establishment*, 1831 である。
 - 17) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, ed. by Edwin Cannan, 1950, p.304, 大内兵衛、松川七郎訳『諸国民の富(2)』岩波文庫、1959年、318-19ページ。
 - 18) Parnell, *Observations on Paper Money, Banking, and Overtrading*, p.79.
 - 19) Ibid., p.21.
 - 20) ロンドンおよびそこから半径65マイル以内での発券銀行の営業の禁止、6人以上の共同出資者による銀行設立の禁止などの制限が加えられていた。また、5ポンド未満の小額紙券の使用も制限されていた。
 - 21) これらの改革案の内容については ibid., p.86-90 にかけて説明がなされている。
 - 22) Tooke, op. cit., chap.4, 邦訳書、第3巻、第4章。そこで検討されている改革案は以下のとおりである。①イングランド銀行の発券業務と預金などの銀行業務とを分離する提案。②現存の制度を保持したまま、兌換停止を防止しうる保証を強化するという提案。③金本位制の下で特許状の更新を停止し、議会在任命する委員によって管理される国立銀行を設立する提案。④金本位制の下で特許状の更新を停止し、イングランド銀行を含む複数の株式銀行が銀行券を競争的に発行する制度という提案。この他銀本位制や複本位制、および兌換性などの「制限の原理」をもたない紙券通貨の制度についての提案について検討している。
 - 23) Ibid., p.206-07, 同上邦訳書、194-95ページ。
 - 24) V. C. スミスは次のような分類を行なっている。銀行学派に属しながらフリー・バンキングの立場に近い者 ; Parnell, Wilson, MacLeod, Courcelle Seneuil, Coquelin, Chevalier, Coq, Garnier, Mannequin, Brasseur, Horn, Wagner, Lasker. 銀行学派に属しながらセントラル・バンキングの立場に近い者 ; Tooke, Bonamy Price, Cairnes, Couillet. なお、彼は通貨学派の理論はセントラル・バンキングと親近性を有すると指摘し、同じく次のような分類を行なっている。通貨学派に属しながらフリー・バンキングの立場に近い者 ; Cernuschi, Hubner, Michaelis, Mises. 通貨学派に属しながらセントラル・バンキングの立場に近い者 ; MacCulloch, G. W. Norman, Loyd, R. H. Mills, Lavergne, d'Eichtal, Wolowski, Tellkampf, Geyer, Knies, Neisser. V. C. Smith, op. cit., p.127 を参照のこと。
 - 25) Tooke, op. cit., p.207, 前掲邦訳書、195ページ。
 - 26) Parnell, op. cit., p.98.

(平成元年9月1日 脱稿)